

1.5 案内設備までの経路 (政令第22条、条例第26条関係)

政 令	条 例
<p>第二十二條 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</p>	
<p>2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。</p>	<p>第二十七條 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。</p>
<p>一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p>	
<p>二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>イ 車路に近接する部分</p>	
<p>ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）</p>	<p>一 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の段がある部分又は傾斜がある部分の下端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める部分を除く。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p>

	二 段を設ける場合には、回り段としないこと。
--	------------------------

◎ 移動等円滑化基準チェックリスト（条例付加分含）

施設等	チェック項目	
案内設備 までの経路 (政令第 22 条) (条例第 27 条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置を設置しているか (風除室で直進する場合は除く)	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	④経路上に設ける段を回り段としていないか	

[解説]

- 道等から案内設備（政令第 21 条第 2 項）又は案内所（政令第 21 条第 3 項）までの経路を視覚障がい者が円滑に利用できるよう「視覚障害者移動等円滑化経路（P94 参照）」を定めたものである。
- 視覚障がい者誘導用ブロック等（点状ブロック及び線状ブロック等）は、JIS T 9251（視覚障がい者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列〔建築設計標準:P88～P94 参照〕）による形状のものを基本とする。
- 視覚障がい者誘導用ブロック等の色は黄色を原則とするが、黄色では色の差が確保できない場合には、周囲の床の仕上げと色の差が確保できる色とすること。
- 政令第 22 条第 1 項ただし書き中「視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合」は次のとおり。（平成 18 年 12 月 15 日付国土交通省告示第 1497 号第 4
 - ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
 - ・建築物を管理する者等が常時勤務する案内所（受付やフロント等）から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が政令第 21 条第 2 項に適合する場合
- 「案内設備」とは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する場合に、移動等円滑化の措置がとられた、エレベーター等、便所又は駐車施設の配置の位置を表示した案内板（点字付含む）、文字等の浮き彫り、インターホンのような音声による誘導案内設備又は案内所（フロント）をいう。

チェックリスト①（政令第22条第1項）

○視覚障がい者を誘導するため、道等から視覚障がい者に対する案内設備（政令第21条第2項）及び案内所（政令第21条第3項）まで線状ブロック等・点状ブロック等を床面に敷設する。
なお、進行方向を変更する必要がない風除室内においては適用されない。

チェックリスト②③（政令第22条第2項第2号・条例第27条第1項第1号）

○経路を構成する敷地内通路上の次の部分には、点状ブロック等の敷設を要する。

- ①車路に近接する部分
- ②段がある部分の上下端に近接する部分
- ③傾斜がある部分の上下端に近接する部分
(傾斜がある部分への線状ブロック等の敷設は不要)

○また、政令第22条第2項第2号口中「視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分」及び条例第24条第1項第1号中「視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める部分」は次のとおり。（平成18年12月15日付国土交通省告示第1497号第5・条例施行規則第8条）

- ・勾配が1/20を超えない傾斜の上下端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ勾配が1/12を超えない傾斜の上下端に近接するもの
- ・段や傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等

○車路に近接する部分とは、具体的に、敷地内に設ける車路を横断する際や、建築設計標準P35のような例が考えられる。

【参考】視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路に設ける傾斜路の

勾配・高さと、点状ブロックの関係（手すりは参考）

勾配 \ 高さ	1/20以下	1/20より大きく、 1/12以下	1/12より大きい
16cm以下	点状ブロック：任意 (手すり：任意)	点状ブロック：任意 (手すり：任意)	点状ブロック：必要 (手すり：必要)
16cmより大きい	点状ブロック：任意 (手すり：任意)	点状ブロック：必要 (手すり：必要)	点状ブロック：必要 (手すり：必要)

※ 手すりに関する規定は、敷地内の通路（P78～P79）を参照のこと。

チェックリスト④（条例第27条第1項第2号）

○視覚障害者移動等円滑化経路において段を設ける場合には、回り段としてはならない。

参考

〔法逐条解説〕 政令第22条：追補版P31～P32

〔建築設計標準〕 8 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備
：P88～P94

視覚障がい者誘導用ブロック等（点状ブロック等・線状ブロック等）に関する規定の適用

□読み替え規定について

条例で特別特定建築物へ追加する特定建築物については、政令・条例に規定する基準のうち、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」を、「多数の者が利用する」と読み替えて適用する。（根拠：政令第 25 条及び条例第 30 条）

一方、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する」や「不特定かつ多数の者が利用する」と規定された基準については、上記読み替えを行わない。（P12 参照）

□利用者種別ごとの整理表

読み替え規定を勘案し、建築物の利用者種別ごとに整理すると次表のとおりである。

	条文中の規定ぶり	不特定多数の者が利用する建築物	多数の者が利用する建築物		
			左記以外	主として高齢者、障がい者が利用する建築物	
				右記以外	主として視覚障がい者が利用する建築物
	特別特定建築物（政令 5 条）に該当	条例第 11 条で追加した特定建築物に該当	特別特定建築物（政令 5 条）に該当	特別特定建築物（政令 5 条）に該当	
	(A)	(B)	(C)	(D)	
イ	不特定かつ多数の者が利用し、または主として <u>高齢者、障害者</u> が利用する	適用	適用	適用	適用
ロ	<u>不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者</u> が利用する	適用	適用外	適用外	適用
ハ	主として高齢者、障害者が利用する	適用外	適用	適用	適用外
ニ	不特定かつ多数の者が利用する	適用	適用外	適用外	適用外

□視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設に関する規定

各条文中、視覚障がい者誘導用ブロック等に関しては、「不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用するものに限る。」と限定する規定がなされているため、上表“ロ”を参考に基準の適用を行う。

- ・廊下等（政令第 11 条第 1 項第 2 号・条例第 14 条第 1 項第 1 号）
- ・階段（政令第 12 条第 1 項第 5 号・条例第 15 条）
- ・傾斜路（政令第 13 条第 1 項第 4 号・条例第 16 条第 1 項第 1 号）
- ・案内設備までの経路（政令第 22 条第 2 項第 2 号・条例第 27 条第 1 項第 1 号）

□その他、視覚障がい者に配慮した設備に関する規定

一方、視覚障がい者に対応した設備に関する規定として、便所の視覚障がい者に対応した案内板等及び施設全体の案内設備がある。基準の適用に関しては次のとおり。

- ・便所の視覚障がい者に対応した案内板等（条例第 18 条第 3 項第 1 号）
 - … 条文中、「不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用するものに限る。」と限定する規定がなされているため、上表“ロ”を参考に基準の適用を行う。
- ・案内設備（政令第 21 条第 2 項）

… 条文中、特に利用者の種別を限定する規定がなされていないため、上表のどの項目にもよらず、法律・条例で対象としている建築物全てに適用となる。